

春日部市規則第 51 号

春日部市税条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 13 日

春日部市長

名 谷 - 弘

春日部市税条例等施行規則の一部を改正する規則

春日部市税条例等施行規則（平成17年規則第17号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（固定資産課税台帳の縦覧に供した日以後における価格等の決定又は修正に係る通知書） 第55条 法第417条第1項の規定による通知は、固定資産税・都市計画税更正（賦課）決定通知書（様式第85号）、 <u>固定資産税・都市計画税更正（価格）決定通知書</u> （様式第85号の2）によるものとする。	（固定資産課税台帳の縦覧に供した日以後における価格等の決定又は修正に係る通知書） 第55条 法第417条第1項の規定による通知は、固定資産税・都市計画税更正（賦課）決定通知書（様式第85号）、 <u>固定資産税・都市計画税更正（価格・賦課）決定通知書</u> （様式第85号の2）によるものとする。

- (2) 様式第85号の2を次のように改める。

賦課年度	
通知書番号	

年 月 日

埼玉県春日部市長

印

年度、固定資産税・都市計画税 更正（価格）決定通知書

地方税法第 4 1 7 条の規定により次のとおり更正、決定したので通知します。

納税 義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
備考		

		更正前	更正後
所在地			
家屋番号			
現況地目又は用途			
構造			
現況地積又は床面積 (㎡)			
評価額 (円)			
固定	前年度課税標準額又は比準課税標準額 (円)		
	課税標準額 (円)		
都計	前年度課税標準額又は比準課税標準額 (円)		
	課税標準額 (円)		
更正事由			
備考			

		更正前	更正後
所在地			
家屋番号			
現況地目又は用途			
構造			
現況地積又は床面積 (㎡)			
評価額 (円)			
固定	前年度課税標準額又は比準課税標準額 (円)		
	課税標準額 (円)		
都計	前年度課税標準額又は比準課税標準額 (円)		
	課税標準額 (円)		
更正事由			
備考			

(裏)

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。